

公認D級審判員 申請について

1. 審判員の級

公認審判員規程 第1条

(公財)日本ハンドボール協会(以下本協会という)公認審判員は、審判技術によってA・B・C・Dの4つの級に分ける。原則として、資格はD級から与えられる。

2. 審判員の年齢制限

公認審判員規程 第2条

公認審判員の資格は満16歳以上とする。

3. D級の申請

公認審判員規程 第3条

D級を申請する者は、所定の公認D級審判員申請書に、別表1の審査料、認定料他をそえて各都道府県ハンドボール協会(以下各県という)審判委員会に申請する。

4. D級の審査と資格取得

公認審判員規程 第4条

各県審判委員会は、D級申請者を審査し認定する。認定された者は、その年度の4月1日にさかのぼって公認D級審判員の資格を取得したものとす。

5. D級の登録

公認審判員規程 第5条

各県審判委員会は、公認審判員認定者名簿(D級用)を1部作成し、別表の認定料他をそえて本協会に毎年3月1日から3月31日までに報告する。

本協会は、公認審判員認定者名簿(D級用)に登録番号を記入し、コインとともに各県審判委員会へ送付する。

各県審判委員会は、各審判員に登録番号を知らせるとともに、コインを渡すことによって公認審判員として本協会に登録されたことを通知する。また、本協会から各県審判長に送付された公認審判員認定者名簿(D級用)の写しを各ブロック審判長に送付する。

6. 京都府協会への申請

(1) 申請期間

毎年4月～2月末日 京都府協会審判部事務局 必着(申請者から申請書類と申請費用を直接送付)

(2) 申請書類

- ・ D級審判申請書

(3) 申請費用

- ・ 審査料(1000円: 京都府協会)
- ・ 申請料(2080円: 日本協会、コイン代1000円を含)
- ・ 手帳代(756円)
- ・ ワッペン代(1404円)
- ・ 送料(300円)

合計: 5540円

(4) 京都府協会審判部事務局

〒660-0024

京都市左京区岩倉花園町 299-13

岡野 哲裕

Tel: 090-3035-6045

6. その他

(1) 審判グッズ

申請時の費用に含まれるものは、審判手帳・コイン(審判シリアル番号入)・C/D級ワッペン だけです。協会ロゴ入りレフリーバッグ・青/赤/黄カード・ホイッスル・審判ウエアなどは含まれませんので各自で別途購入となります。

日本協会推奨の各種グッズは以下から購入できます。

<http://www.handball.or.jp/shop/tabid/82/Default.aspx>